平成２７年（フ）第４１号
愛媛県北宇和郡鬼北町大字奈良2130番地１
今在家団地３号
債務者　北川　莉沙
１　決定年月日時　平成27年９月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２７年（フ）第７４号
宮城県大崎市古川福浦１丁目１番19号　サンホームこまちⅠ　105号
債務者　宮川　新二
１　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第１８９号
兵庫県川西市栄根２丁目８番１号
債務者　稲垣　信一
１　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第４７５号
兵庫県尼崎市七松町１丁目17番19号　フローリーハイツ303号
債務者　末吉　　修
１　決定年月日時　平成27年９月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４６８号
北九州市門司区花月園13番27―202号
債務者　矢治　信子
１　決定年月日時　平成27年９月24日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２７号
兵庫県たつの市新宮町段之上192番地２
債務者　川口　晃充
１　決定年月日時　平成27年９月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２７年（フ）第２２５号
佐賀県鳥栖市曽根崎町1491番地９
債務者　富山　誠治
１　決定年月日時　平成27年９月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１６３号
広島県福山市川口町１丁目５番７号　ニューサンシティ川口Ｃ202
債務者　田口　裕之
１　決定年月日時　平成27年９月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第６７号
青森県つがる市木造桜木８番地２　桜木団地２－５号、旧住所青森県つがる市木造桜木８番地２　桜木団地22号
債務者　長内　末子
１　決定年月日時　平成27年９月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第１００号
青森県弘前市大字小比内２丁目３番地２　アヴァンタージュＡ－105号、旧住所青森県青森市浪岡大字浪岡字稲村160番地８
債務者　大崎　松雄
１　決定年月日時　平成27年９月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１２０号
青森県弘前市大字城東北１丁目７番地16　いなほマンション22号、旧住所青森県弘前市大字和泉２丁目８番地10　ハイツ和泉Ｂ－３号
債務者　村田　英子
１　決定年月日時　平成27年９月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１２３４号
名古屋市瑞穂区彌富通５丁目45番地の１　中根ビル502号
債務者　布澤　正和
１　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

免責許可決定

平成２７年（フ）第９１６号
福岡県筑紫郡那珂川町大字西畑540番地１
永吉謙二方
破産者　河村　伸一
１　決定年月日　平成27年９月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９６１号
福岡市東区和白４丁目24番44号
破産者　吉野　美幸
１　決定年月日　平成27年９月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９７３号
福岡市東区馬出２丁目19番５－402号
破産者　井本　美亜
１　決定年月日　平成27年９月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８５２号
福岡市博多区新和町２丁目３番38―201号
破産者　高田　哲也
１　決定年月日　平成27年９月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９１５号
福岡県糟屋郡篠栗町大字若杉376番地53
破産者　安部　隆子
１　決定年月日　平成27年９月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９５７号
福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗4644番地17　サワダＡ５号
破産者　三住　悠三
１　決定年月日　平成27年９月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９６６号
福岡市西区内浜２丁目32番９－103号
破産者　森山　典彦
１　決定年月日　平成27年９月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９７５号
福岡県春日市春日原北町３丁目11番地１　三の丸ビル203号
破産者　田中　敬子
１　決定年月日　平成27年９月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部